

エコアクション21



# 令和 5 年度環境経営レポート

(活動期間 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)



株式会社マベック

令和 6 年 5 月 31 日発行

## 目次

ご挨拶	2
1. 組織の概要	3
2. 環境経営方針	4
3. 実施体制	5～6
4. 環境経営目標及び環境経営計画	6～9
5. 環境経営目標の実績及び環境経営計画の取組結果とその評価	10～12
6. 環境関連法規等の違反、訴訟等の有無	13～14
7. 代表者による全体評価と見直し・指示	15

地域ボランティア清掃(上段:本社、下段:鳥栖営業所)



## ご挨拶

当社は 1985 年(昭和 60 年)にビル管理業と建設業を創業し、その後 1987 年(昭和 62 年)に現在の株式会社「マベック」に社名変更して、今年で創業 39 周年になります。これもひとえに皆様のご愛顧、ご支援の賜物であると感謝しております。

創業時より「建物の維持、補修から個人住宅の設計、施工まで気軽に相談いただけるコンサルタント的な会社にする」という計画を立て、その意思は今に受け継がれ、現在では佐賀県を中心に、社会資本整備に関わる総合建設業、ビルメンテナンス企業として、「建築部門」「ビル管理サービス部門」「マンション管理部門」「公営住宅管理部門」の四つの事業を中心に据え、皆様にサービスを提供しています。

当初より建設及びビル管理現場での 4S 清掃活動をはじめ、事務所での 4S 活動を実施し、環境保全活動に取り組んでいます。佐賀県及び佐賀市主催の県下一斉「ふるさと美化」活動では第 1 回より参加し、コロナ下で一時中断がありましたが、今年で 28 回目となりました。歩道清掃等、地域の環境美化活動を行いました。社員がさまざまな形で社会貢献活動に参加しています。

現在では私達を取り巻く環境も大きく変わり、地震や大規模な自然災害、気候変動に伴う異常気象、オゾン層の破壊、地球温暖化等の環境問題等、これら人類共通の課題に対して、その配慮が欠かせないものとなり、責任も大きくなっています。

2016 年のパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議で「パリ協定」が採択され、我が国においては、温室効果ガスの排出を 2050 年までに実質ゼロにする「カーボンニュートラル」、「脱炭素社会の実現」を目指すと宣言されました。

当社は事業活動を行うにあたり、環境保全活動を行い、二酸化炭素削減に貢献してまいります。これからも関係者や地域と共に、豊かな社会環境を創造していきます。

令和 6 年 5 月 31日

株式会社マベック  
代表取締役 坂口行弘

## 1. 組織の概要

事業所名		株式会社マベック			
代表者	代表取締役 坂口行弘				
事業所	本社	佐賀県佐賀市新中町11番18号	TEL0952-32-1855	FAX0952-32-2792	
	福岡営業所	福岡県福岡市薬院3丁目4番9号	TEL092-522-0321	FAX092-531-3418	
	鳥栖営業所	佐賀県鳥栖市幸津町1763番地2	TEL0942-84-5130	FAX0942-84-5131	
環境管理責任者	総務部庶務課 南里武伸				
担当者及び連絡先	総務部庶務課 荒木太一郎		TEL0952-32-1855	FAX0952-32-2792	
事業内容	総合建設業、ビルメンテナンス業、マンション管理業、賃貸住宅管理業				
	事務所・ビル・施設・病院の清掃・設備保守、分譲マンションの管理運営、事務所・店舗・施設等の新築・リフォーム、住宅の新築・リフォーム、とび・土工、法面処理、公営住宅等指定管理者				
業者登録	建設業許可(22業種)、一級建築士事務所、宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業、みなし登録電気工事業、建築物環境衛生総合管理業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業、建築物空気調和用ダクト清掃業、消防用設備等点検済表示登録会員、佐賀市指定給水装置工事事業者、佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者、佐賀市排水設備指定工事店、第一種フロン類充填回収業者				
事業規模	資本金 20,000千円(自己資本9.9億円)				
	従業員数 232名 延床面積 950㎡				
①～③ 全社計 ①本社 ②福岡 ③鳥栖	事業期間	4月～翌年3月			
		項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	全社計	売上高(百万円)	2,356	2,557	2,741
		従業員数(人)	219	223	232
		延床面積(㎡)	950	950	950
	①本社	(百万円)	1,932	2,155	2,303
		(人)	193	197	207
		(㎡)	734	734	734
	②福岡	(百万円)	239	239	248
		(人)	8	9	10
		(㎡)	137	137	137
	③鳥栖	(百万円)	185	163	190
		(人)	18	17	15
(㎡)		79	79	79	
認証登録範囲	取組対象範囲は全組織(本社、福岡営業所、鳥栖営業所) 取組活動は全活動：建設業(建築工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、消防施設工事、解体工事)、ビルメンテナンス業				

## 2. 環境経営方針

# 環境経営方針

### 《基本理念》

株式会社マベックは、建築物の建設及び維持管理事業に関し、自然環境への負荷を極力少なくし、自然環境との調和がとれた事業活動を目指します。

### 《行動指針》

1. 株式会社マベックにおける経営活動に関連し、環境経営システムを構築し、次の事項を重点的なテーマとして取り組み、環境経営を継続的に改善していきます。
  - ① エネルギー（電気、ガソリン、軽油）の節約
  - ② 廃棄物分別の徹底と廃棄物排出量の削減
  - ③ 節水
  - ④ 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進
  - ⑤ 業務災害・現場事故の絶滅
  - ⑥ 環境を配慮した設計及び資材による施工
2. 環境保全に関わる法令・規則・条例等を遵守します。
3. 行政機関・団体などの環境保全施策に協力すると共に、地域社会における環境保全活動に対し、積極的に参画し、社会貢献活動を推進します。
4. 環境経営レポートを作成し、環境取組の状況を公表します。

制定日：平成19年12月1日

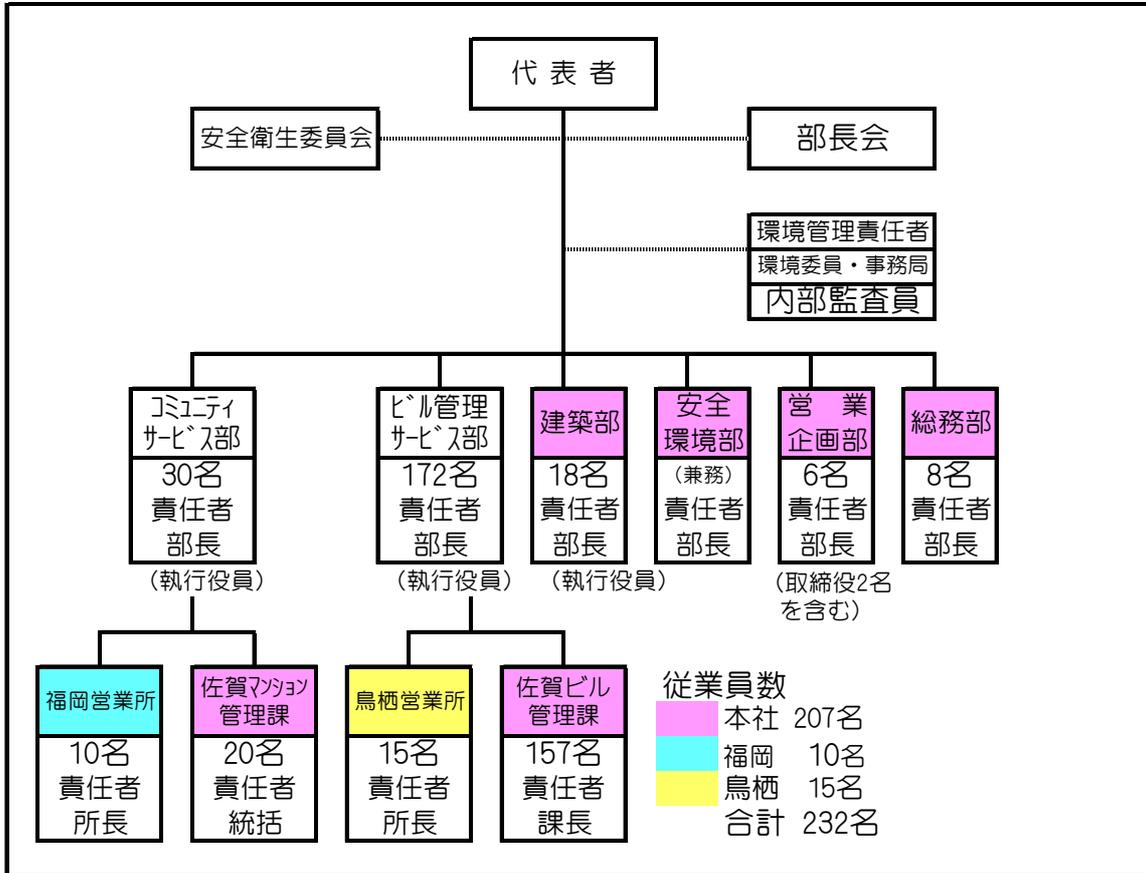
改訂日：令和2年6月23日

株式会社マベック  
代表取締役 坂口行弘



### 3. 実施体制

#### (1) 実施体制



#### (2) 組織の役割・責任・権限

職名	役割・責任・権限
代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営方針を決定する。</li> <li>環境経営システムを承認する。</li> <li>環境管理責任者を任命する。</li> <li>経営資源を用意する。</li> <li>システムの評価と見直し(環境経営方針・環境経営目標・環境経営計画・実施体制)を行い、必要な指示を環境管理責任者、各部署長(部署責任者)に行う。</li> </ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営目標及び環境経営計画等を承認する。</li> <li>代表者に代わり環境経営システム全体の構築・運用に対する責任と必要な権限を持つ。</li> <li>取組を評価する。</li> <li>苦情処理の報告を受ける、対応する。</li> <li>緊急時における報告を受ける、対応を指示する。</li> <li>環境経営全般の運用を監視する。</li> <li>代表者へ運用状況等を報告する。</li> </ul>

職名	役割・責任・権限
環境委員・事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営目標及び環境経営計画を策定する。</li> <li>内部監査計画策定を策定する。</li> <li>教育訓練・目標計画を策定する。</li> <li>環境経営システムの運用を推進する。</li> <li>環境負荷と原因となる活動を特定する。</li> <li>各種報告書を作成する。</li> <li>環境経営レポートを作成して公開する。</li> <li>条例・法令を管理する。</li> <li>文書及び記録を管理する。</li> <li>外部からの問い合わせに対応する。</li> <li>是正・予防措置を検討する。</li> </ul>
各部署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を従業員に周知する。</li> <li>環境経営目標、環境経営計画の実行指示及び推進状況の把握を行い、事務局へ報告する。</li> <li>部署環境経営目標等を策定・実行した場合は、併せて事務局へ報告する。</li> <li>部署に関連する法規制等を遵守する。</li> <li>部署推進者を任命する。</li> </ul>
部署推進者	<ul style="list-style-type: none"> <li>部署のすべての従業員に対して教育・訓練を実施する。</li> <li>推進状況の確認及び記録を当該部署長へ報告する。</li> </ul>
内部監査員	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査の実施・報告をする。</li> </ul>
従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理責任者、事務局及び当該部署長の指示に基づき行動する。</li> </ul>

#### 4. 環境経営目標及び環境経営計画

##### (1) 環境経営目標(3ヶ年)

環境経営目標項目	基準年	令和5年度 (0.1%削減)	令和6年度 (0.2%削減)	令和7年度 (0.3%削減)
CO <sub>2</sub> 排出量削減 (t-CO <sub>2</sub> )	125.6	125.46	125.33	125.21
電気使用量削減 (kWh)	78,160	78,082	78,004	77,926
燃料使用量削減 (ℓ)	41,012	40,971	40,930	40,889
水道使用量削減 (m <sup>3</sup> )	708	707.3	706.6	705.9
コピー用紙購入数削減 (枚)	644,500	643,856	643,211	642,567
廃棄物再資源化率 (%)	72.9	50%以上		

##### その他の環境経営目標

環境経営目標項目	活動項目
4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週月曜日には、全員参加で、整理(片付け)、整頓、清潔、清掃活動を行う。</li> </ul>
環境配慮事項推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電、LED照明等省エネ資機材促進(売上50万円以上件数)</li> <li>環境を配慮した設計及び資材による施工</li> <li>創意工夫や工期短縮、VE検討、手戻り防止などの推進、労働災害防止(休業4日以上0件)</li> </ul>

## (2) 主な環境経営計画

取組目標		活動項目
(1) CO <sub>2</sub> 削減	電気・冷暖房使用量節減	エアコン室温設定、冷房時28℃、暖房時20℃
		時間外の空調使用は最低限に、退社部門は冷暖房オフ
		不用照明消灯、退社・退出時および昼休み消灯励行
		退社時はパソコン電源オフ
		クールビズ・ウォームビズの実施
	燃料使用量節減	エコドライブ推進
		給油記録表による燃費把握
		社用車のカーシェアリング利用促進
		社用車の小型車・低燃費車へ転換
		現場内での車両のアイドリング・ストップ
(2) 水道使用量節減	洗車はバケツで手洗い励行	
	蛇口の水量をしぼる	
(3) 廃棄物再資源化率向上	廃棄物の分別廃棄	
	リサイクル促進、最終処分量削減	
(4) コピー用紙使用枚数節減	両面印刷・両面コピー促進	
	会議資料のペーパーレス化、電子文書活用	
	ミスプリント防止、裏紙利用	
(5) 地域清掃	県下一斉清掃活動(6月)	
	工事現場の公衆衛生活動	
(6) 4S活動推進	毎週月曜日全員参加で、歩道・敷地清掃、事務所の整理(片付け)、整頓、清潔、清掃活動を行う。建設現場等は曜日を決めて実施	
(7) 環境配慮事項の推進	・太陽光発電やLED照明等資材や機材の促進	販売件数で把握(50万円以上) ・太陽光発電設置件数(自社20KW設置中) ・LED照明設置件数
	・創意工夫や工期の短縮、VE検討、手戻り防止などの推進	労働災害で休業4日以上災害:目標0件 重大なシックハウスに関わるクレームをなくす: 目標0件

※1 エコドライブ：燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化につなげる運転技術や心がけのこと。具体的には、加速・減速の少ない運転やエアコンの適切な使用、アイドリングストップを行うなどがある。

※2 社用車のカーシェアリング：1台の車両が空いている時などに部署内外でシェアして利用すること。

### (3) 環境保全活動等のご紹介

#### 【県下一斉ふるさと美化清掃】

佐賀県・佐賀市主催の県下一斉ふるさと美化活動（6/2）にあわせて、事業所の参加として、5/29に事務所周辺の歩道草取り清掃、河川清掃を実施した。本社50名、鳥栖営業所6名参加



#### 【防災訓練】

10月3日本社で防災訓練を行った。（参加者50名）  
消防署への通報訓練、避難訓練、消火訓練を実施しました。  
災害時の緊急対応について、訓練を通して対応を進めています。



#### 【安全運転管理モデル事業所】

佐賀北警察署より本社が「2023年度安全運転管理モデル事業所」の指定を受け、交通安全、交通事故防止に努めています。



#### 【能登半島地震支援について】

令和6年能登半島地震の被害に対して義援金（69,500円）の支援をしました。

写真は、松尾建設より当社分を含み佐賀善意銀行へ義援金（100万円）を手渡し中の写真（令和6年1月11日佐賀新聞）



#### (4)表彰

#### 【第8回さがの木の住まいコンクールで木質化部門佐賀県知事賞】

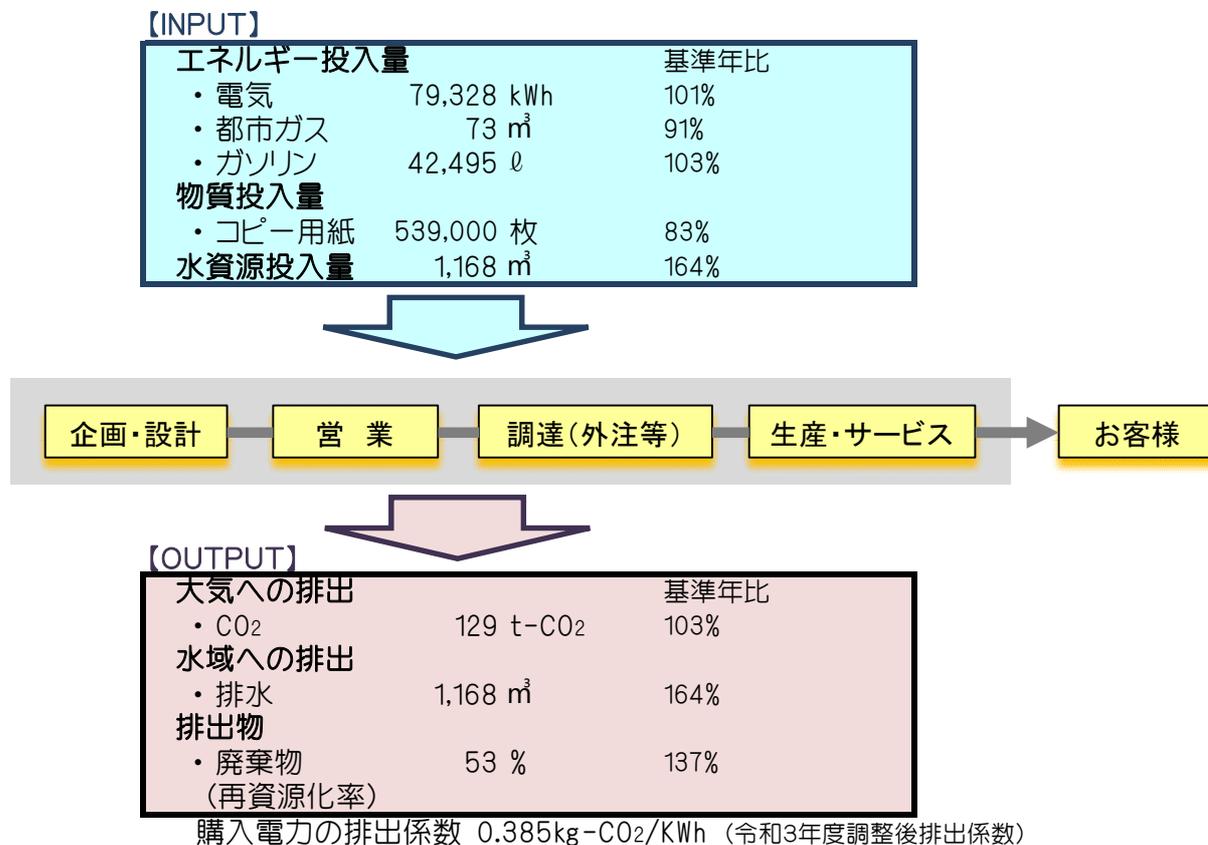
2021年に行った古民家リフォーム工事に対して、令和5年11月19日に佐賀県山口知事より表彰状をいただきました。内容は「第8回さがの木の住まいコンクール」において、築150年の古民家に佐賀県産木材をふんだんに使用し、木のぬくもりある憩いの農家民宿へ生まれ変わらせたこと、木質化部門佐賀県知事賞を受賞しました。



## 5. 環境経営目標の実績及び環境経営計画の取組結果とその評価

### (1) 環境負荷実績

令和5年度(R5年4月～R6年3月)事業活動における環境負荷実績は下記の通りです。



### ◎店所別実績表

項目	区分	基準年	令和5年度	令和5年度内訳		
				本社	福岡	鳥栖
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	事務所	123	124	87	25	12
	現場	2	5	5	0	0
	計	125	129	92	25	12
電気使用量 (kWh)	事務所	72,136	65,136	39,863	18,943	6,330
	現場	6,024	14,192	14,192		
	計	78,160	79,328	54,055	23,842	7,121
水道使用量 (m <sup>3</sup> )	事務所	690	654	410	154	90
	現場	18	514	514		
	計	708	1,168	924	154	90
燃料使用量 (リットル)	事務所	41,012	42,495	30,971	7,501	4,023
	現場	0	0	0	0	0
	計	41,012	42,495	30,971	7,501	4,023
廃棄物再資源化率(%)	事務所	46.6	53.6	53.6	0	0
	現場	76.9	52.5	52.1	85.7	6.9
	計	72.9	53.6			
コピー用紙 枚数(枚)	事務所	644,500	539,000	362,000	150,500	26,500
	現場	0	0	0	0	0
	計	644,500	539,000	362,000	150,500	26,500

## (2) 環境経営目標の取組結果

項目	令和5年度		評価	達成状況
	目標	結果		
CO <sub>2</sub> 排出量削減 (t-CO <sub>2</sub> )	125.46	129.5	未達成 (3.2%増加) 主に仕事量増加による。	×
電気使用量削減 (kWh)	78,082	79,328	未達成 (1.5%増加) 主に仕事量増加による。	×
燃料使用量削減 (%)	40,791	42,495	未達成 (4.1%増加) 主に仕事量増加による。	×
水道使用量削減 (m <sup>3</sup> )	707.3	1,168	未達成 (65%増加) 主に仕事量増加による。	×
廃棄物再資源化率向上 (%)	50以上	53.6	達成 (3.6%超)	○
コピー用紙購入枚数削減 (枚)	643,856	539,000	達成 (19.4%削減)	○
4S活動推進	毎日朝礼後、班に分かれ敷地と事務所建物を清掃した。 毎週月曜日は社員全員で清掃活動を実施した。			○
環境配慮業務推進	太陽光設置件数 0件、LED照明設置件数 5件 (50万以上) 労働災害休業4日以上 2件 (建設業 0件、ビルメンテナンス業 2件)			○ ×

## (3) 環境経営の取組結果とその評価

項目		活動項目	実施状況の評価
(1) CO <sub>2</sub> 削減	電気・冷暖房使用量節減	エアコン室温設定、冷房時28℃、暖房時20℃	○
		時間外の空調使用は最低限に、退社部門は冷暖房オフ	○
		不用照明消灯、退社・退出時および昼休み消灯励行	○
		退社時はパソコン電源オフ	○
		クールビズ・ウォームビズの実施	○
	燃料使用量節減	エコドライブ推進	○
		給油記録表による燃費把握	○
		社用車のカーシェアリング利用促進	○
		社用車の小型車・低燃費車へ転換	○
		現場内での車両のアイドリング・ストップ	○
(2) 水道使用量節減	洗車はバケツで手洗い励行	○	
	蛇口の水量をしぼる	○	
(3) 廃棄物再資源化率向上	廃棄物の分別廃棄	○	
	リサイクル促進、最終処分量削減	○	

項目	活動項目	実施状況の評価	
(4) コピー用紙使用枚数節減	両面印刷・両面コピー促進	○	
	会議資料のペーパーレス化、電子文書活用	○	
	ミスプリント防止、裏紙利用	○	
(5) 地域清掃	県下一斉清掃活動(6月)	○	
	工事現場の公衆衛生活動	○	
(6) 4S活動推進	毎週月曜日全員参加で、歩道・敷地清掃、事務所の整理(片付け)、整頓、清潔、清掃活動を行う。建設現場等は曜日を決めて実施	○	
(7) 環境配慮事項の推進	・太陽光発電やLED照明等資材や機材の促進	販売件数で把握(50万円以上) ・太陽光発電設置件数(自社20KW設置中) ・LED照明設置件数	○
	・創意工夫や工期短縮、VE検討、手戻り防止等の推進	労働災害で休業4日以上災害:目標0件 重大なシックハウスに関わるクレームをなくす:目標0件	×労働災害2件発生

#### (4) 次年度の環境経営目標及び環境経営計画

##### 1) 環境経営目標

環境経営目標項目	基準年	令和5年度 (0.1%削減)	令和6年度 (0.2%削減)	令和7年度 (0.3%削減)
CO <sub>2</sub> 排出量削減(t-CO <sub>2</sub> )	125.6	125.46	125.33	125.21
電気使用量削減(kWh)	78,160	78,082	78,004	77,926
燃料使用量削減(kg)	41,012	40,971	40,930	40,889
水道使用量削減(m <sup>3</sup> )	708	707.3	706.6	705.9
コピー用紙購入数削減(枚)	644,500	643,856	643,211	642,567
廃棄物再資源化率(%)	72.9	50%以上		

##### その他の環境経営目標

環境経営目標項目	活動項目
4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)を推進	・毎週月曜日には、全員参加で、整理(片付け)、整頓、清潔、清掃活動を行う。
環境配慮事項の推進	・太陽光発電、LED照明等省エネ資機材促進(売上50万円以上件数) ・環境を配慮した設計及び資材による施工 ・創意工夫や工期短縮、VE検討、手戻り防止などの推進、労働災害防止(休業4日以上0件)

##### 2) 環境経営計画

主な環境経営計画内容と同じ内容で次年度についても取り組み、省エネ・省資源等を目標に環境経営を実施する。

## 6. 環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

弊社に適用される環境関連法規等について確認・評価した結果、違反は有りません。また関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も有りません。

法規名	適用条項	具体的内容	遵守状況
環境基本法	第8条	○公害防止、自然環境保全 ○廃棄物の適正な処理 ○再生資源等の利用	○
グリーン購入法	第5条	○環境物品への需要の転換	○
地球温暖化対策推進法	第5条	○温室効果ガスの排出の抑制	○
省エネルギー法	第4条	○エネルギー（燃料・熱・電気）の使用の合理化	○
建築物省エネルギー法	第6条	○建築物エネルギー消費性能基準適合・向上	○
廃棄物処理法	第3条	○事業者の責務 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理	○
	第12条	○産業廃棄物の事業者の処理 ○産業廃棄物の委託契約	○
	第12条の二8項	○特別産業廃棄物を生じる事業場（工事現場等）では、事業者は事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。	○
	第12条の三	○産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、保存（5年間）	○
	第13条の三7項	○マニフェスト交付状況報告書作成 都道府県知事へ提出（佐賀・福岡他）	○5/24報告 佐賀・福岡
	令第6条 規則第7条	○水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯等）の委託契約、廃棄物保管場所表示	○
資源有効利用促進法	第4条	○土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材等の減量化及びリサイクル	○
建設リサイクル法	第5条	○建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化棟費用の低減努力 ○建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用する努力	○
	第9条 第10条	○分別解体等の実施 解体:床面積80㎡以上 新築・増築:床面積500㎡以上 ○対象建設工事は7日前までに都道府県知事に届出	○

法規名	適用条項	具体的内容	遵守状況
フロン排出抑制法	第16条	○簡易点検(3ヶ月に1回以上)と記録の保持(3年間)※機器の所有者	○
	第52条	○第一種フロン類充填回収業者登録更新(5年毎)2024/2/20更新 ○第一種フロン類充填回収業者の報告書提出(佐賀県環境課、5/15迄)	○ 4/27報告
	第86条	○フロン類の放出の禁止	○
大気汚染防止法	第18条の15	○特定建築材料の使用有無の事前調査(吹付け石綿等)	○
水質汚濁防止法	第14条の4	○公共用水域への汚水・廃液の排出を把握し、水質汚濁防止に必要な措置を講じなければならない。	○
	第5条	○特定施設(生コンプラント)の設置の届出	○
	第7条	○特定施設の構造等の変更の届出	○
騒音規制法	第14条	○特定建設作業の実施の届出(建設作業開始7日前までに市町村長に届出)	○
振動規制法	第14条	○特定建設作業の実施の届出(建設作業開始7日前までに市町村長に届出)	○
労働安全衛生法	第88条	○解体工事等実施計画の届出(労働基準監督署長、14日前まで)	○
	石綿則第3条	○事前調査結果の記録	○
労働安全衛生法	第3条	○職場における労働者の安全	○
	第66条	○健康診断、ストレスチェック	○

## 7. 代表者による全体評価と見直し・指示

項目		評価の内容
環境への取組は適切に実施されているか		売上増(7.2%増)、工事量増大により、一部目標達成とはならなかったが、二酸化炭素の削減、電気使用量の削減、ガソリン使用量の削減、廃棄物リサイクル率の向上、ペーパー削減について、適切に取組が行われています。
環境経営システムが有効に機能しているか		システムについても問題なく有効に機能しています。
対象	変更の有無	見直しの内容・指示
環境経営方針	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	特になし。
環境経営目標 環境経営計画	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	廃棄物削減目標を、最終処分量削減より再資源化率(リサイクル率)向上へ変更した
実施体制	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	特になし。

今年度の目標である「廃棄物再資源化率の向上」、「コピー用紙購入枚数削減」の2項目については、計画を達成できています。

「二酸化炭素削減」「電気使用量削減」「燃料使用量削減」「水道使用量削減」については達成できませんでした。原因としては、工事量増大による「4項目」の増加ですが、事業拡大上やむを得ないと思われます。環境配慮業務推進においては、休業4日以上労働災害が発生ゼロの目標に対して2件発生しました。事故発生防止、再発事故防止に取り組んでください。

今後も、社員一人ひとりが二酸化炭素排出量の削減等の達成に向けて行動してください。

令和6年5月31日

株式会社マベック  
代表取締役 坂口行弘